

第130回丹波市議会定例会

自 令和5年5月31日
至 令和5年6月27日

議案審議資料

(No.1)

【目 次】

| | | |
|---------|---|---------|
| ①同意第29号 | (丹波市教育委員会委員の任命) | … 1～2 |
| ②議案第42号 | (丹波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展 の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条 例改正) | … 3～5 |
| ③議案第43号 | (丹波市税条例改正) | … 6～17 |
| ④議案第44号 | (丹波市印鑑条例改正) | … 18～20 |
| ⑤議案第45号 | (物品購入契約の締結) | … 21～23 |
| ⑥議案第46号 | (物品購入契約の締結) | … 24～26 |
| ⑦議案第47号 | (こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関 する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制 定) | … 27～42 |
| ⑧議案第48号 | (丹波市公衆便所条例改正) | … 43～46 |
| ⑨議案第49号 | (市道路線の認定 (田路第24号線)) | … 47～48 |
| ⑩議案第50号 | (市道路線の変更及び認定 (五ヶ野南北線、五ヶ野6号 線)) | … 49～51 |
| ⑪議案第51号 | (丹波市火災予防条例改正) | … 52～56 |

**人事案件は白ページにしています。
(P1～P2)**

丹 波 市

議案第42号

丹波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）の一部が改正されたことに伴い、現行制度における資産の取得に係る適用期限を延長し、また、制度の趣旨に鑑み、固定資産税の課税免除の対象とする年度の基準を見直すため、提案するものである。

2 改正の概要

- (1) 固定資産税の課税免除の対象となる施設等の取得に係る適用期限について、令和7年3月31日までに延長する。（現行：令和5年9月27日まで）
- (2) 固定資産税の課税免除の対象とする年度の基準を、「新たに課されることとなった年度から3年度分」とする。
- (3) その他字句の修正

3 施行日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例
(平成21年丹波市条例第43号) 新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|---|--|
| ○丹波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例 平成21年12月24日 条例第43号 最終改正 令和2年12月25日条例第51号 (趣旨) 第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第13条第4項の規定により承認された地域経済牽引事業計画（法第14条第1項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認地域経済牽引計画」という。）に従って当該承認地域経済牽引計画に係る法第4条第6項の規定による同意を得た基本計画（法第5条第1項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）における促進区域（以下「同意促進区域」という。）において、承認地域経済牽引事業 _____のための施設を設置した者に対する固定資産税の課税を免除することについて必要な事項を定めるものとする。 (課税の免除) 第2条 市長は_____ _____、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第2条に定める施設（以下「対象施設」という。）を同意促進区域内に設置した事業者が、法第4条第6項の規定による基本計画の同意の日から起算して5年以内に対象施設を設置した者_____ _____に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものとし、以下同じ。）若しくはこれらの敷地である土地（同意の日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）又は当該対象施設に設置された構築物を除く事業の用に供する機械及び装置（以下「機械装置」という。）に対して課する固定資産税について、操業を開始した日以後最初の1月1日を賦課期日とする年度（機械装置については、最初に操業を開始した日以後最初の1月1日に賦課期日を迎えるものに限る。）か | ○丹波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例 平成21年12月24日 条例第43号 最終改正 令和2年12月25日条例第51号 (趣旨) 第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第4条第6項の規定により主務大臣の同意を得た基本計画（法第5条第1項の規定による変更の同意があったときは、その変更後のもの。）により定められた促進区域（以下「促進区域」という。）において、法第13条第4項又は第7項（法第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定により承認された地域経済牽引事業計画に従って行う地域経済牽引事業（法第25条の規定による主務大臣の確認を受けたものに限る。以下「承認地域経済牽引事業」という。）のための施設を設置した者に対する固定資産税の課税を免除することについて必要な事項を定めるものとする。 (課税の免除) 第2条 市長は、促進区域内において、法第4条第6項の規定による同意の日（以下「同意日」という。）から令和7年3月31日までの間に、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号_____）第2条に定める施設（以下「対象施設」という。）を_____ _____設置した者（以下「施設設置者」という。）に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものとし、以下同じ。）又は_____これらの敷地である土地（同意の日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に係る_____固定資産税については、新たに課されることとなった年度_____か |

ら 3 年度分に限り、課税を免除することができる。

2 市長は、対象施設を取得した日の属する年の 1 月 2 日 (当該対象施設の取得日が 1 月 1 日である場合は 1 月 1 日) から当該施設の操業を開始した日までの間に、施設設置者が承認地域経済牽引事業のために取得し、当該施設に設置した機械及び装置に係る固定資産税については、新たに課されることとなつた年度から 3 年度分に限り、課税を免除することができる。

議案第43号

丹波市税条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

令和5年度税制改正により地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

（1）森林環境税の導入に伴う規定の整備

森林環境税について、個人市民税と併せて賦課徴収を行うことや、給与所得及び公的年金等に係る特別徴収に含む旨等を規定する。

（2）個人市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の簡素化

前年に提出した扶養親族等申告書と異動がない場合は、当該申告書に記載すべき事項に代えて異動がない旨を記載した申告書の提出を可能とする。

（3）軽自動車税の種別割に係る税率区分の改正

特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード）の税率区分を規定する。

（4）軽自動車税の環境性能割及び種別割に係る賦課徴収の特例の見直し

自動車メーカーによる燃費・排ガス試験の不正により生じた場合の納付不足額について、徴収する際の加算割合を35%に引き上げる。（現行：10%）

（5）その他字句の修正

3 施行日

（1）公布の日 （上記2（5））

（2）令和5年7月1日 （上記2（3））

（3）令和6年1月1日 （上記2（1）及び（4））

（4）令和7年1月1日 （上記2（2））

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市税条例（平成16年丹波市条例第53号）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|--|---|
| <p>○丹波市税条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第53号</p> <p>最終改正 令和5年3月31日条例第14号 (職権による換価の猶予の手続等)</p> <p>第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額（その納付又は納入を困難とする金額として令で定める額を限度とする。）をその猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月とする。）に分割して納付し、又は納入させるものとする。</p> <p>2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。</p> <p>3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) <u>第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類</u></p> <p>(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類</p> <p>（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は</p> <p>_____</p> <p>_____当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し</p> <p>_____、若しくは当該納税義務者</p> | <p>○丹波市税条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第53号</p> <p>最終改正 令和5年3月31日条例第14号 (職権による換価の猶予の手続等)</p> <p>第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額（その納付又は納入を困難とする金額として令で定める額を限度とする。）をその猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月とする。）に分割して納付し、又は納入させるものとする。</p> <p>2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。</p> <p>3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) <u>前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類</u></p> <p>(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類</p> <p>（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は<u>当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の申告書に係る年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者</u></p> |

の未納に係る徴収金に充当する。

3 法第37条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額とみなして、前項の規定を適用する。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該給与支払者の氏名又は名称
- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名
- (3) 扶養親族の氏名
- (4) その他施行規則で定める事項

の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。

3 法第37条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額とみなして、前項の規定を適用する。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該給与支払者の氏名又は名称
- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名
- (3) 扶養親族の氏名
- (4) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、そ

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、そ

の異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収の方法)

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

2 個人の県民税は、当該個人の市民税を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

(個人の市民税の納税通知書)

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合算額(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められ

の異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収の方法等)

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。

2 個人の県民税は、当該個人の市民税を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

(個人の市民税の納税通知書)

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないことになった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められ

る者を除く。以下この条において「給与所得者」という。) である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額

の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

- (1) 支払期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払を受ける者
- (2) 外国航路を航行する船舶に乗り組む船員で不定期に給与の支払を受ける者

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第47条の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間ににおいて異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなつた日が翌年の4月中である場合には、同月30

る者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

(1) 支払期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払を受ける者

(2) 外国航路を航行する船舶に乗り組む船員で不定期に給与の支払を受ける者

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第47条の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

5 紳税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間ににおいて異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなつた日が翌年の4月中である場合には、同月30

日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額をこえるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法によって徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、すでに特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって

日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けうこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額をこえるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法により徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には、それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金によ

当該納税者の未納に係る徴収金に充当する

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額

の合算額

（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

（1）当該年度分の老齢等年金給付の年額が18万円未満である者その他の市の行う介護保険の介護保険法（平成9年法律第123号）第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者でない者

（2）特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項

（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来す

り当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）の合算額

（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

（1）当該年度分の老齢等年金給付の年額が18万円未満である者その他の市の行う介護保険の介護保険法（平成9年法律第123号）第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者でない者

（2）特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項

（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来す

る同項の納期がない場合において直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって

当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する

一。

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超える、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超える、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの

を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

る同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超える、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超える、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

| |
|---------------------------|
| (ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) |
| 年額 3,600円 |
| (イ) 3輪のもの 年額 3,900円 |
| (ウ) 4輪以上のもの |
| a 乗用のもの |
| 営業用 年額 6,900円 |
| 自家用 年額 10,800円 |
| b 貨物用のもの |
| 営業用 年額 3,800円 |
| 自家用 年額 5,000円 |
| (エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,000円 |
| イ 小型特殊自動車 |
| (ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円 |
| (イ) その他のもの 年額 5,900円 |
| (3) 2輪の小型自動車 年額 6,000円 |
| (身体障害者等に対する種別割の減免) |

第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

- (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)
- (2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等

- 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けるとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者

| |
|---------------------------|
| (ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) |
| 年額 3,600円 |
| (イ) 3輪のもの 年額 3,900円 |
| (ウ) 4輪以上のもの |
| a 乗用のもの |
| 営業用 年額 6,900円 |
| 自家用 年額 10,800円 |
| b 貨物用のもの |
| 営業用 年額 3,800円 |
| 自家用 年額 5,000円 |
| (エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,000円 |
| イ 小型特殊自動車 |
| (ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円 |
| (イ) その他のもの 年額 5,900円 |
| (3) 2輪の小型自動車 年額 6,000円 |
| (身体障害者等に対する種別割の減免) |

第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

- (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)

- (2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等

- 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けるとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者

又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

- (1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号
(個人番号を有しない者にあっては、氏名及び住所)並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係
- (2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢
- (3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係
- (4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度
- (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件
- (6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的

3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 第1項の規定により減免の措置を受けた場合においては、当該軽自動車等の所有者及び当該減免の措置を受けた理由に変更がない間は、次年度以降の種別割の減免について第2項又は、第3項の申請書の提出があったものとみなす。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

附 則

第13条の2 削除

(免税点の適用に関する特例)

第14条 附則第12条又は第13条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第63条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第12条又は第13条に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとする。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

- (1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号
(個人番号を有しない者にあっては、氏名及び住所)並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係
- (2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢
- (3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係
- (4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度
- (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件
- (6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的

3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 第1項の規定により減免の措置を受けた場合においては、当該軽自動車等の所有者及び当該減免の措置を受けた理由に変更がない間は、次年度以降の種別割の減免について第2項又は前項の申請書の提出があったものとみなす。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

附 則

(免税点の適用に関する特例)

第14条 附則第12条又は前条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第63条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第12条又は前条に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとする。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

- 2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。
- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

- 第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したこと

- 2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。
- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- （軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）
- 第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したこと

によるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

によるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

議案第44号

丹波市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

性の多様性と性的マイノリティの人権が尊重される社会づくりを推進するため、印鑑登録原票の登録事項から男女の別を削除するとともに、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

- (1) 印鑑登録原票の登録事項のうち「男女の別」を削除する。
- (2) 民間の多機能端末機を使用する印鑑登録証明書の交付申請について、利用者証明用電子証明書が記録されたスマートフォンなどの移動端末設備を利用した申請を可能とする。

3 施行日

- (1) 公布の日
- (2) 令和5年10月1日（第6条、第16条関係）

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市印鑑条例（平成16年丹波市条例第12号）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|---|--|
| <p>○丹波市印鑑条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第12号</p> <p>最終改正 令和4年3月11日条例第2号 (印鑑の登録)</p> <p>第6条 市長は、第4条の規定により登録申請者が本人であること、又は本人の意思に基づく申請であることを確認したときは、印鑑登録原票に印影のほか、次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1) 登録番号</p> <p>(2) 登録年月日</p> <p>(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏が記録されている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては氏名及び当該通称）</p> <p>(4) 出生の年月日</p> <p>(5) 男女の別</p> <p>(6) 住所</p> <p>(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表している印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記</p> <p>2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスクをもって調整することができる。</p> <p>（印鑑登録証明書の交付申請）</p> <p>第14条 登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を申請する場合は、印鑑登録証を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、登録者が自ら電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）</p> <p>_____を添えて申請したときは、印鑑登録証の提出を省略することができる。</p> <p>2 前項本文の場合において、印鑑登録証の提出は、代理権の適正な授受の証しとみなす。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、登録者は、次の各号のいずれかの方法により印鑑登録証明書の交付を申請することができる。この場合において、印鑑登録証の提出を要しない。</p> <p>(1) 個人番号カード_____</p> | <p>○丹波市印鑑条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第12号</p> <p>最終改正 令和4年3月11日条例第2号 (印鑑の登録)</p> <p>第6条 市長は、第4条の規定により登録申請者が本人であること、又は本人の意思に基づく申請であることを確認したときは、印鑑登録原票に印影のほか、次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1) 登録番号</p> <p>(2) 登録年月日</p> <p>(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏が記録されている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては氏名及び当該通称）</p> <p>(4) 出生の年月日</p> <p>(5) 住所</p> <p>(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表している印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記</p> <p>2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスクをもって調整することができる。</p> <p>（印鑑登録証明書の交付申請）</p> <p>第14条 登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を申請する場合は、印鑑登録証を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、登録者が自ら個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。以下第3項第1号及び次条第1号において同じ。）を添えて申請したときは、印鑑登録証の添付を要しない_____。</p> <p>2 前項本文の場合において、印鑑登録証の提出は、代理権の適正な授受の証しとみなす。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、登録者は、次の各号のいずれかの方法により印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p> <p>(1) 個人番号カード又は公的個人認証法第35条</p> |

_____を使用して、多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された地方公共団体情報システム機構と契約した民間事業者が設置する端末機で利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に、暗証番号（公的個人認証法第2条第5項に規定する利用者証明利用者検証符号を利用するため用いるものとして設定された暗証番号をいう。）その他必要な事項を入力することによりする方法

（2）個人番号カード（_____公的個人認証法第3条第1項に規定する署名用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用して、電子情報処理組織（本市の使用に係る電子計算機と申請する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）に電子署名を行うことによりする方法

（印鑑登録の証明）

第16条 市長は、印鑑登録原票に登録している印影並びに第6条第1項第3号から第6号までに掲げる事項の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打ち出し及び多機能端末機からの打ち出しを含む。）について_____証明する。

2 事故その他の事由により、前項に規定する方法により証明ができないときは、市長が別に定める方法により証明することができる。

の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号に規定する移動端末設備をいう。）を使用して、多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された地方公共団体情報システム機構と契約した民間事業者が設置する端末機で利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に、暗証番号（公的個人認証法第2条第5項に規定する利用者証明利用者検証符号を利用するため用いるものとして設定された暗証番号をいう。）その他必要な事項を入力することによりする方法

（2）個人番号カード（番号法第2条第7項に規定する個人番号カードであって、公的個人認証法第3条第1項に規定する署名用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用して、電子情報処理組織（本市の使用に係る電子計算機と申請する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）に電子署名を行うことによりする方法

（印鑑登録の証明）

第16条 市長は、印鑑登録原票に登録している印影_____の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打ち出し及び多機能端末機からの打ち出しを含む。）及び第6条第1項第3号から第5号までに掲げる事項を記載して証明する。

2 事故その他の事由により、前項に規定する方法により証明ができないときは、市長が別に定める方法により証明することができる。

議案第45号

物品購入契約の締結について

1 提案の趣旨

次のとおり物品購入契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、提案するものである。

- | | |
|----------|---|
| 2 物品名 | 消防団ポンプ自動車（水槽付） |
| 3 物品概要 | 消防団ポンプ自動車（CD-I型・水槽付） 1台 |
| 4 納入期限 | 令和7年3月7日 |
| 5 契約金額 | 27,742,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,522,000円) |
| 6 契約の相手方 | 名称 有限会社 西垣消防器具製作所 代表者 代表取締役 西垣 雅彰 所在地 兵庫県朝来市和田山町玉置461番地 |

【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 括粋】

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

会 社 概 要

| 項 目 | 内 容 |
|------------|-------------------|
| 会 社 名 | 有限会社 西垣消防器具製作所 |
| 代 表 者 名 | 代表取締役 西垣 雅彰 |
| 本 社 住 所 | 兵庫県朝来市和田山町玉置461番地 |
| 営 業 年 数 | 97年 |
| 許 可 区 分 | — |
| 資 本 金 | 3,000千円 |
| 実績高（2年平均） | 458,360千円 |
| 従 業 員 数 | 7人 |
| 契約担当支店営業所等 | — |

受 注 実 績

(単位：千円)

| 発注者 | 元/下 | 物品名 | 受注金額 | 納 期 |
|-------|-----|-------------------|--------|---------|
| 丹波市 | 元 | 小型動力ポンプ軽積載車等購入 | 5,486 | 令和3年12月 |
| 神河町 | 元 | 消防ポンプ自動車（CD-I型）購入 | 19,030 | 令和4年1月 |
| 朝来市 | 元 | 令和3年度消防ポンプ自動車整備事業 | 20,992 | 令和4年2月 |
| 丹波市 | 元 | 消防団ポンプ自動車購入 | 42,746 | 令和4年3月 |
| 丹波篠山市 | 元 | 小型動力ポンプ軽積載車購入 | 16,478 | 令和5年2月 |
| 丹波篠山市 | 元 | 消防ポンプ自動車（CD-I型）購入 | 53,426 | 令和5年3月 |

入札参加業者及び開札結果(物品)

| | | | |
|----------------|-------------------------|----------|-----------|
| 物品番号 | 丹く安物第1号 | | |
| 件名 | 消防団ポンプ自動車(水槽付)購入 | | |
| 納入場所 | 丹波市役所 | | |
| 開札年月日 | 令和5年4月28日 | (仮)契約年月日 | 令和5年5月11日 |
| 予定価格 (事後公表) | 29,676,000円 (税抜) | 最低制限価格 | - |
| 物品概要 | 消防団ポンプ自動車(CD-I型・水槽付) 1台 | | |

| 業者名 | 第1回入札額 | 再入札額 | 備考 |
|---------------------|-------------|------|----|
| 有限会社 西垣消防器具製作所 | 25,220,000円 | | 落札 |
| 株式会社 吉谷機械製作所 | 25,800,000円 | | |
| 日本機械工業 株式会社 大阪営業所 | 26,100,000円 | | |
| 株式会社 ナカムラ消防化学 大阪営業所 | 26,600,000円 | | |
| 大槻ポンプ工業 株式会社 | 27,800,000円 | | |
| 小川ポンプ工業 株式会社 大阪営業所 | 29,300,000円 | | |
| 長野ポンプ株式会社 大阪営業所 | 33,000,000円 | | |
| | | | |

| | | | |
|--------|-----------------------------------|------|----------|
| 落札者名 | 有限会社 西垣消防器具製作所 代表取締役 西垣 雅彰 | | |
| 落札者所在地 | 兵庫県朝来市和田山町玉置461番地 | | |
| 契約金額 | 27,742,000円 (うち消費税相当額 2,522,000円) | | |
| | | 納入期限 | 令和7年3月7日 |

議案第46号

物品購入契約の締結について

1 提案の趣旨

次のとおり物品購入契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、提案するものである。

- | | |
|----------|---|
| 2 物品名 | 消防団ポンプ自動車（3.5t未満） |
| 3 物品概要 | 消防団ポンプ自動車（CD-I型・3.5t未満） 1台 |
| 4 納入期限 | 令和7年3月7日 |
| 5 契約金額 | 21,340,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,940,000円) |
| 6 契約の相手方 | 名称 有限会社 西垣消防器具製作所 代表者 代表取締役 西垣 雅彰 所在地 兵庫県朝来市和田山町玉置461番地 |

【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋】

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

会 社 概 要

| 項 目 | 内 容 |
|------------|-------------------|
| 会 社 名 | 有限会社 西垣消防器具製作所 |
| 代 表 者 名 | 代表取締役 西垣 雅彰 |
| 本 社 住 所 | 兵庫県朝来市和田山町玉置461番地 |
| 営 業 年 数 | 97年 |
| 許 可 区 分 | — |
| 資 本 金 | 3,000千円 |
| 実績高（2年平均） | 458,360千円 |
| 従 業 員 数 | 7人 |
| 契約担当支店営業所等 | — |

受 注 実 績

(単位：千円)

| 発注者 | 元/下 | 物品名 | 受注金額 | 納 期 |
|-------|-----|-------------------|--------|---------|
| 丹波市 | 元 | 小型動力ポンプ軽積載車等購入 | 5,486 | 令和3年12月 |
| 神河町 | 元 | 消防ポンプ自動車（CD-I型）購入 | 19,030 | 令和4年1月 |
| 朝来市 | 元 | 令和3年度消防ポンプ自動車整備事業 | 20,992 | 令和4年2月 |
| 丹波市 | 元 | 消防団ポンプ自動車購入 | 42,746 | 令和4年3月 |
| 丹波篠山市 | 元 | 小型動力ポンプ軽積載車購入 | 16,478 | 令和5年2月 |
| 丹波篠山市 | 元 | 消防ポンプ自動車（CD-I型）購入 | 53,426 | 令和5年3月 |

入札参加業者及び開札結果(物品)

| | | | |
|----------------|----------------------------|----------|-----------|
| 物品番号 | 丹く安物第2号 | | |
| 件名 | 消防団ポンプ自動車(3.5t未満)購入 | | |
| 納入場所 | 丹波市役所 | | |
| 開札年月日 | 令和5年4月28日 | (仮)契約年月日 | 令和5年5月11日 |
| 予定価格 (事後公表) | 19,682,000円 (税抜) | 最低制限価格 | - |
| 物品概要 | 消防団ポンプ自動車(CD-I型・3.5t未満) 1台 | | |

| 業者名 | 第1回入札額 | 再入札額 | 備考 |
|----------------|-------------|------|----|
| 有限会社 西垣消防器具製作所 | 19,400,000円 | | 落札 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| | | | |
|--------|-----------------------------------|------|----------|
| 落札者名 | 有限会社 西垣消防器具製作所 代表取締役 西垣 雅彰 | | |
| 落札者所在地 | 兵庫県朝来市和田山町玉置461番地 | | |
| 契約金額 | 21,340,000円 (うち消費税相当額 1,940,000円) | | |
| | | 納入期限 | 令和7年3月7日 |

議案第47号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の 施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

1 提案の趣旨

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）により児童福祉法（昭和22年法律第164号）等が一部改正されたことに伴い、関係条例の規定を整理する必要があるため、提案するものである。

2 改正の概要

- (1) 関係法律の条ずれ等及び主務大臣の変更に伴う改正
- (2) その他字句の修正

3 改正する条例

- (1) 丹波市子ども・子育て会議設置条例（平成25年丹波市条例第41号）
- (2) 丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年丹波市条例第45号）
- (3) 丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年丹波市条例第46号）
- (4) 丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成26年丹波市条例第61号）
- (5) 丹波市福祉型児童発達支援センター条例（平成30年丹波市条例第42号）

4 施行日

公布の日

5 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市子ども・子育て会議設置条例（平成25年丹波市条例第41号）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|--|--|
| <p>○丹波市子ども・子育て会議設置条例 平成25年9月30日 条例第41号 改正 令和元年12月24日条例第21号 (設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第1項</u>の規定により、丹波市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。 (所掌事務)</p> <p>第2条 子育て会議は、法<u>第77条第1項各号</u>に規定する事務を処理する。</p> | <p>○丹波市子ども・子育て会議設置条例 平成25年9月30日 条例第41号 改正 令和元年12月24日条例第21号 (設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第1項</u>の規定により、丹波市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。 (所掌事務)</p> <p>第2条 子育て会議は、法<u>第72条第1項各号</u>に規定する事務を処理する。</p> |

丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年丹波市条例第45号）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|---|---|
| <p>○丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>平成26年10月17日 条例第45号</p> <p>最終改正 令和5年3月13日条例第9号 (保育の内容)</p> <p>第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>附 則 (連携施設に関する経過措置)</p> <p>3 事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、<u>第7条第1項</u>本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> | <p>○丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>平成26年10月17日 条例第45号</p> <p>最終改正 令和5年3月13日条例第9号 (保育の内容)</p> <p>第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>附 則 (連携施設に関する経過措置)</p> <p>3 事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、<u>第7条</u>本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> |

丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

(平成26年丹波市条例第46号) 新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|---|---|
| <p>○丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p>平成26年10月17日 条例第46号</p> <p>最終改正 令和5年3月13日条例第9号 (利用定員)</p> <p>第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法<u>第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 法<u>第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法<u>第19条第1項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設</p> | <p>○丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p>平成26年10月17日 条例第46号</p> <p>最終改正 令和5年3月13日条例第9号 (利用定員)</p> <p>第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法<u>第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 法<u>第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法<u>第19条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設</p> |

を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市長が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市長が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等を確認するものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育

を現に利用している同條第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同條第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市長が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市長が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等を確認するものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育

- 給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。) の支払を受けるものとする。
- 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。
- 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものとの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
- (1) 日用品、文房具その他特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用
- ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供
- (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもも 77,101円
- (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもも（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円）
- イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

- 給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。) の支払を受けるものとする。
- 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。
- 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものとの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
- (1) 日用品、文房具その他特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用
- ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供
- (ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもも 77,101円
- (イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもも（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円）
- イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適當と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならぬ。

(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)

(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適當と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならぬ。

(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)

(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項

| | |
|--|---|
| | <p>の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)<u>第25条第1項</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針</p> <p>2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるものほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する特定教育・保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>(5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員</p> <p>(7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項(第6条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。)</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第37条 特定教育・保育施設(保育所に限る。<u>以下</u>この条において同じ。)が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係</p> |
|--|---|

| | |
|--|---|
| | <p>の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)<u>第25条第1項</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針</p> <p>2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるものほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する特定教育・保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>(5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員</p> <p>(7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項(第6条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。)</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第37条 特定教育・保育施設(保育所に限る。<u>以下</u>この条において同じ。)が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係</p> |
|--|---|

る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第38条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付

る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第38条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付

費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

（利用定員）

第39条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年丹波市条例第45号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。第44条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。）にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第5項において同じ。）にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

_____第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定す

費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号_____に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号_____に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

（利用定員）

第39条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年丹波市条例第45号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。第44条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。）にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第5項において同じ。）にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号_____に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定す

る共済組合等をいう。)に係るものにあっては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どももとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第41条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第44条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第46条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特別利用地域型保育の基準)

第53条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別

る共済組合等をいう。)に係るものにあっては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どももとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第41条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第44条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第46条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特別利用地域型保育の基準)

第53条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別

利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第39条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第42条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第41条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第54条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同項第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第45条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及

利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第39条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第42条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第41条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第54条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同項第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第45条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及

び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第54条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第39条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第45条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市長が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第54条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号

に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第39条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第45条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市長が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例

(平成26年丹波市条例第61号) 新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|---|--|
| ○丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例 平成26年12月24日 条例第61号 最終改正 令和元年9月30日条例第19号 (利用者負担額) 第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項第1号から第3号まで、第29条第3項第2号、第30条第2項第1号から第3号まで及び附則第9条第1項第1号から第3号までの政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額（以下「利用者負担額」という。）の階層区分は、各月初日の当該教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者（以下「教育・保育給付認定保護者等」という。）の世帯の状況等でもって、法第19条第1項第1号に掲げる子どもの区分にあっては別表第1に、法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる子どもの区分にあっては別表第2により認定する。 2 利用者負担額の算定に当たっての年齢は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用しようとする年の4月1日における子どもの年齢によるものとし、当該年度中はその年齢を適用する。 3 法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる子どもにあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定に基づき認定された1箇月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。以下「保育標準時間」という。）又は1箇月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。以下「保育短時間」という。）のいずれかの保育必要量の区分を適用する。 4 利用者負担額は、第1項の規定により認定した階層区分と第2項に規定する年齢、前項に規定する保育必要量の区分により算定するものとし、その額は法第19条第1項第1号に掲げる子どもの区分にあっては別表第3に、法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる子どもの区分にあっては別表第4に掲げるところとする。 | ○丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例 平成26年12月24日 条例第61号 最終改正 令和元年9月30日条例第19号 (利用者負担額) 第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項第1号から第3号まで、第29条第3項第2号、第30条第2項第1号から第3号まで及び附則第9条第1項第1号から第3号までの政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額（以下「利用者負担額」という。）の階層区分は、各月初日の当該教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者（以下「教育・保育給付認定保護者等」という。）の世帯の状況等でもって、法第19条第1号に掲げる子どもの区分にあっては別表第1に、同条第2号及び第3号に掲げる子どもの区分にあっては別表第2により認定する。 2 利用者負担額の算定に当たっての年齢は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用しようとする年の4月1日における子どもの年齢によるものとし、当該年度中はその年齢を適用する。 3 法第19条第2号及び第3号に掲げる子どもにあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定に基づき認定された1箇月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。以下「保育標準時間」という。）又は1箇月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。以下「保育短時間」という。）のいずれかの保育必要量の区分を適用する。 4 利用者負担額は、第1項の規定により認定した階層区分と第2項に規定する年齢、前項に規定する保育必要量の区分により算定するものとし、その額は法第19条第1号に掲げる子どもの区分にあっては別表第3に、同条第2号及び第3号に掲げる子どもの区分にあっては別表第4に掲げるところとする。 |
| 別表第2（第3条関係） | 別表第2（第3条関係） |
| 階層区分 | 各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分の定義 当該年度の4月分～8月分利用者負担額 第1階層 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留 |
| | 各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分の定義 当該年度の4月分～8月分利用者負担額 第1階層 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留 |

| | | | | | | | |
|--|------------------------|-------------------------|-----------------------|--|------------------------|-------------------------|----------------------|
| 邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯 | | | | 邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 | | | |
| 第2階層 | 第1階層を除く前年度分の市町村民税非課税世帯 | 第1階層を除く当該年度分の市町村民税非課税世帯 | | 第2階層 | 第1階層を除く前年度分の市町村民税非課税世帯 | 第1階層を除く当該年度分の市町村民税非課税世帯 | |
| 第3階層 | 第1階層を除く前年度分の市町村民税の所得 | 48,600円未満 | 第1階層を除く当該年度分の市町村民税の所得 | 48,600円未満 | 第3階層 | 第1階層を除く前年度分の市町村民税の所得 | 48,600円未満 |
| 第4階層 | 97,000円以上169,000円未満 | 48,600円以上97,000円未満 | 97,000円以上169,000円未満 | 48,600円以上97,000円未満 | 第4階層 | 97,000円以上169,000円未満 | 48,600円以上97,000円未満 |
| 第5階層 | 割額が次の区分に該当する | 97,000円以上169,000円未満 | 得割額が次の区分に該当する | 97,000円以上169,000円未満 | 第5階層 | 97,000円以上169,000円未満 | 97,000円以上169,000円未満 |
| 第6階層 | 世帯 | 169,000円以上235,000円未満 | 169,000円以上235,000円未満 | 169,000円以上235,000円未満 | 第6階層 | 169,000円以上235,000円未満 | 169,000円以上235,000円未満 |
| 第7階層 | | 235,000円以上301,000円未満 | 235,000円以上301,000円未満 | 235,000円以上301,000円未満 | 第7階層 | 235,000円以上301,000円未満 | 235,000円以上301,000円未満 |
| 第8階層 | | 301,000円以上397,000円未満 | 301,000円以上397,000円未満 | 301,000円以上397,000円未満 | 第8階層 | 301,000円以上397,000円未満 | 301,000円以上397,000円未満 |
| 第9階層 | | 397,000円以上 | 397,000円以上 | 397,000円以上 | 第9階層 | 397,000円以上 | 397,000円以上 |

丹波市福祉型児童発達支援センター条例（平成30年丹波市条例第42号）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|---|---|
| <p>○丹波市福祉型児童発達支援センター条例 平成30年9月28日 条例第42号 (利用者負担金)</p> <p>第9条 利用者は、第6条ただし書の障害児通所支援を利用したときは、法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算出した費用の額を、市長に納付しなければならない。</p> | <p>○丹波市福祉型児童発達支援センター条例 平成30年9月28日 条例第42号 (利用者負担金)</p> <p>第9条 利用者は、第6条ただし書の障害児通所支援を利用したときは、法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算出した費用の額を、市長に納付しなければならない。</p> |

議案第48号

丹波市公衆便所条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

石生駅西駅前広場公衆トイレ及び谷川駅前公衆トイレについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設として位置付け、引き続き公衆衛生の維持及び適正な管理を図るため、同法第244条の2第1項の規定により、提案するものである。

2 改正の概要

別表に「石生駅西駅前広場公衆トイレ」及び「谷川駅前公衆トイレ」を加える。

3 施行日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

【地方自治法 拠粹】

(公の施設)

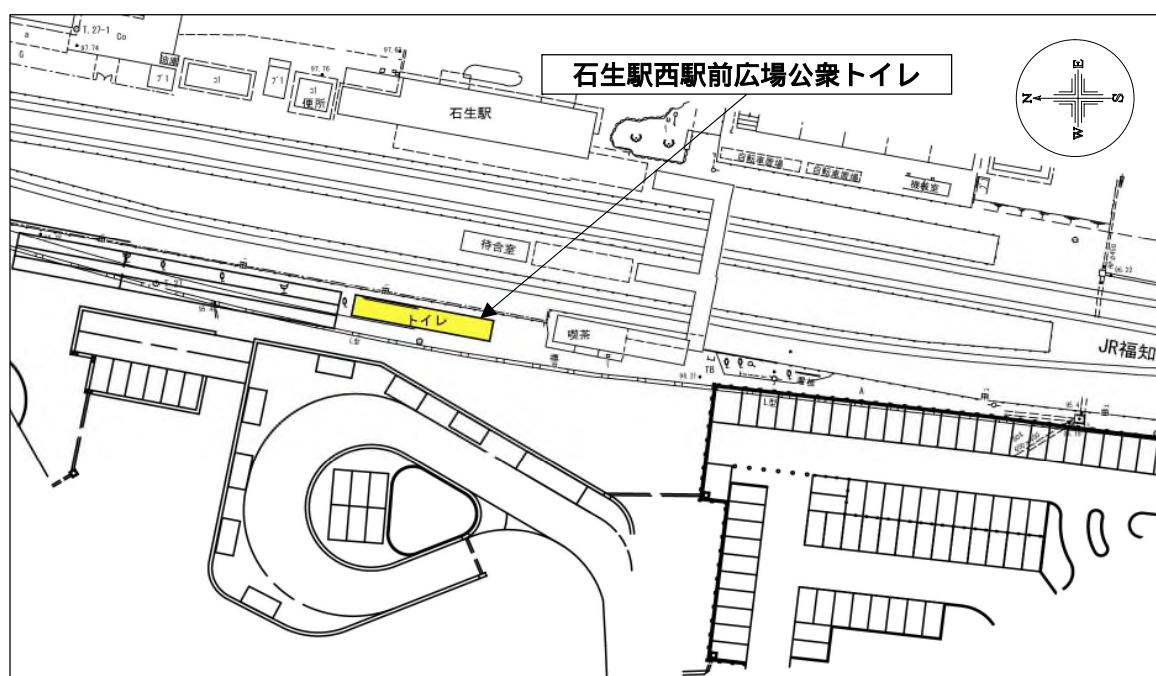
第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

2～3 略

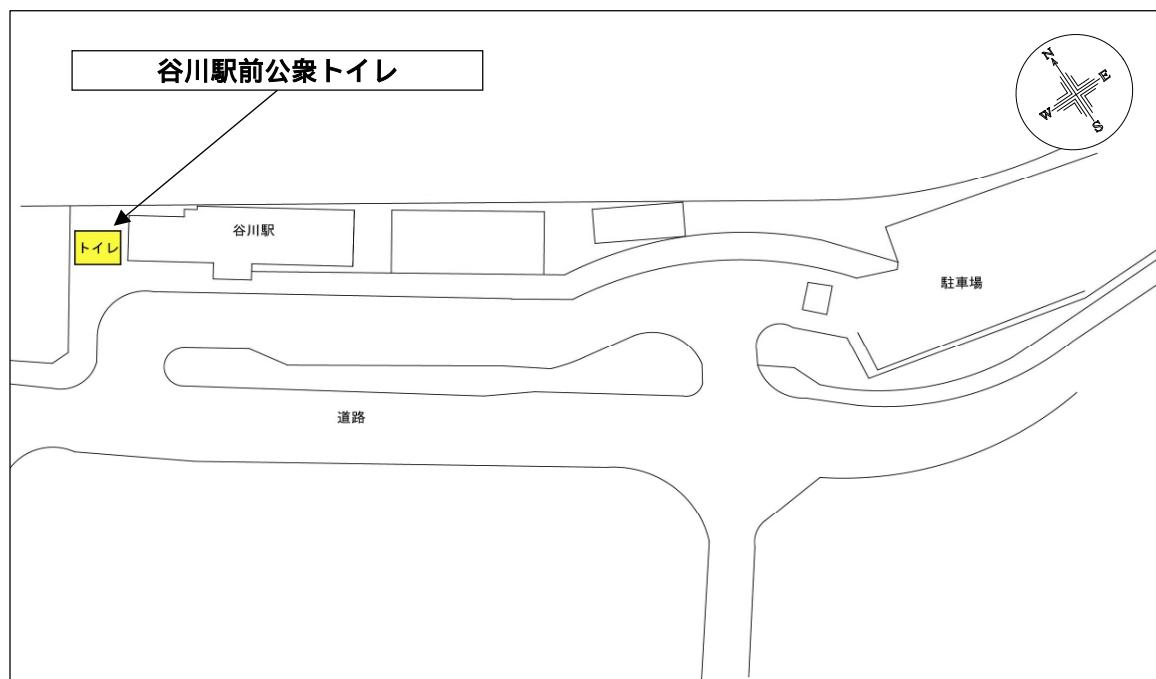
(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～11 略



名称：石生駅西駅前広場公衆トイレ
位置：丹波市氷上町石生2705番地



名称：谷川駅前公衆トイレ
位置：丹波市山南町池谷129番地1

丹波市公衆便所条例（平成16年丹波市条例第139号）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---------------------|----|----------|---------------|----------|---------------------|-----------|---------------|-----------|---------------------|-----------|---------------|----------|--------------------|--|--|------------|---------------------|----------|----------------|--|--|--|----|----|----------|---------------|----------|---------------------|-----------|---------------|-----------|---------------------|-----------|---------------|----------|--------------------|---------------|----------------|------------|---------------------|----------|----------------|-----------|--------------------|
| <p>○丹波市公衆便所条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第139号</p> <p>最終改正 令和元年12月24日条例第27号</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>やぐら公園トイレ</td><td>丹波市柏原町柏原112番地</td></tr> <tr> <td>柏原町観光トイレ</td><td>丹波市柏原町柏原3624番地 1</td></tr> <tr> <td>甲賀山公園公衆便所</td><td>丹波市氷上町成松177番地</td></tr> <tr> <td>岩瀧寺渓谷公衆便所</td><td>丹波市氷上町香良2104番地 1</td></tr> <tr> <td>もみじの里公衆便所</td><td>丹波市氷上町御油302番地</td></tr> <tr> <td>仏師の里公衆便所</td><td>丹波市氷上町清住261番地 1</td></tr> <tr> <td> </td><td> </td></tr> <tr> <td>興禅寺下休憩所トイレ</td><td>丹波市春日町黒井1039番地 1</td></tr> <tr> <td>石龕寺下公衆便所</td><td>丹波市山南町岩屋2079番地</td></tr> <tr> <td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | やぐら公園トイレ | 丹波市柏原町柏原112番地 | 柏原町観光トイレ | 丹波市柏原町柏原3624番地 1 | 甲賀山公園公衆便所 | 丹波市氷上町成松177番地 | 岩瀧寺渓谷公衆便所 | 丹波市氷上町香良2104番地 1 | もみじの里公衆便所 | 丹波市氷上町御油302番地 | 仏師の里公衆便所 | 丹波市氷上町清住261番地 1 | | | 興禅寺下休憩所トイレ | 丹波市春日町黒井1039番地 1 | 石龕寺下公衆便所 | 丹波市山南町岩屋2079番地 | | | <p>○丹波市公衆便所条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第139号</p> <p>最終改正 令和元年12月24日条例第27号</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>やぐら公園トイレ</td><td>丹波市柏原町柏原112番地</td></tr> <tr> <td>柏原町観光トイレ</td><td>丹波市柏原町柏原3624番地 1</td></tr> <tr> <td>甲賀山公園公衆便所</td><td>丹波市氷上町成松177番地</td></tr> <tr> <td>岩瀧寺渓谷公衆便所</td><td>丹波市氷上町香良2104番地 1</td></tr> <tr> <td>もみじの里公衆便所</td><td>丹波市氷上町御油302番地</td></tr> <tr> <td>仏師の里公衆便所</td><td>丹波市氷上町清住261番地 1</td></tr> <tr> <td>石生駅西駅前広場公衆トイレ</td><td>丹波市氷上町石生2705番地</td></tr> <tr> <td>興禅寺下休憩所トイレ</td><td>丹波市春日町黒井1039番地 1</td></tr> <tr> <td>石龕寺下公衆便所</td><td>丹波市山南町岩屋2079番地</td></tr> <tr> <td>谷川駅前公衆トイレ</td><td>丹波市山南町池谷129番地 1</td></tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | やぐら公園トイレ | 丹波市柏原町柏原112番地 | 柏原町観光トイレ | 丹波市柏原町柏原3624番地 1 | 甲賀山公園公衆便所 | 丹波市氷上町成松177番地 | 岩瀧寺渓谷公衆便所 | 丹波市氷上町香良2104番地 1 | もみじの里公衆便所 | 丹波市氷上町御油302番地 | 仏師の里公衆便所 | 丹波市氷上町清住261番地 1 | 石生駅西駅前広場公衆トイレ | 丹波市氷上町石生2705番地 | 興禅寺下休憩所トイレ | 丹波市春日町黒井1039番地 1 | 石龕寺下公衆便所 | 丹波市山南町岩屋2079番地 | 谷川駅前公衆トイレ | 丹波市山南町池谷129番地 1 |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| やぐら公園トイレ | 丹波市柏原町柏原112番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 柏原町観光トイレ | 丹波市柏原町柏原3624番地 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 甲賀山公園公衆便所 | 丹波市氷上町成松177番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 岩瀧寺渓谷公衆便所 | 丹波市氷上町香良2104番地 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| もみじの里公衆便所 | 丹波市氷上町御油302番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 仏師の里公衆便所 | 丹波市氷上町清住261番地 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 興禅寺下休憩所トイレ | 丹波市春日町黒井1039番地 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 石龕寺下公衆便所 | 丹波市山南町岩屋2079番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| やぐら公園トイレ | 丹波市柏原町柏原112番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 柏原町観光トイレ | 丹波市柏原町柏原3624番地 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 甲賀山公園公衆便所 | 丹波市氷上町成松177番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 岩瀧寺渓谷公衆便所 | 丹波市氷上町香良2104番地 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| もみじの里公衆便所 | 丹波市氷上町御油302番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 仏師の里公衆便所 | 丹波市氷上町清住261番地 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 石生駅西駅前広場公衆トイレ | 丹波市氷上町石生2705番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 興禅寺下休憩所トイレ | 丹波市春日町黒井1039番地 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 石龕寺下公衆便所 | 丹波市山南町岩屋2079番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 谷川駅前公衆トイレ | 丹波市山南町池谷129番地 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

議案第49号

市道路線の認定について（田路第24号線）

1 提案の趣旨

国道176号と市道を接続し、主に国道沿道の商業施設への進入路として利用されている農道及び里道を市道に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、提案するものである。

2 認定路線

| 路線番号 | 区分 | 路線名 | 起終点 | 延長 |
|----------|----|---------|--|--------|
| 10005024 | 認定 | 田路第24号線 | (起点) 丹波市柏原町田路字むくなし120番3 (終点) 丹波市柏原町田路字流田144番3 | 119.0m |

【道路法 抜粋】

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

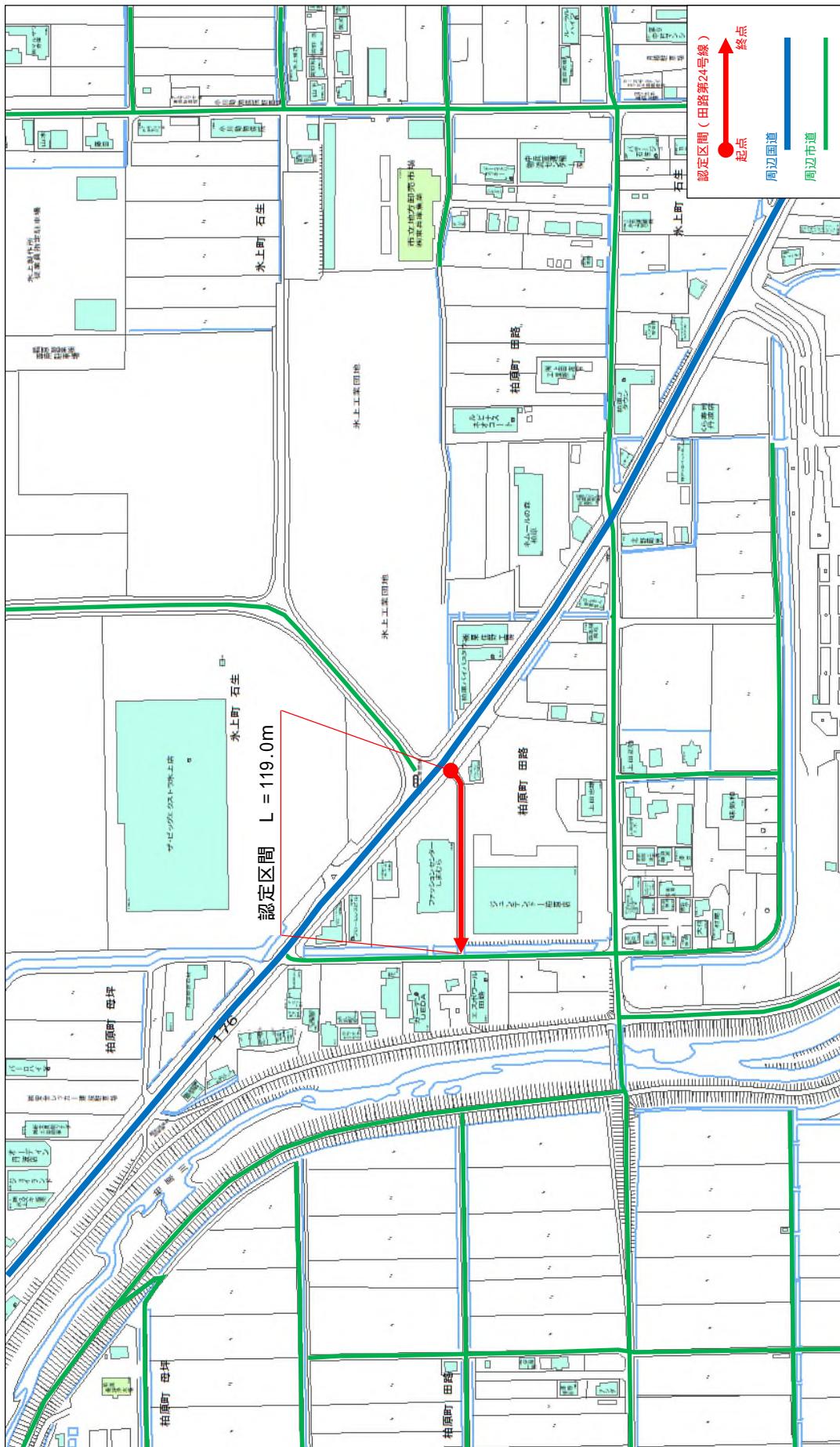
2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。

4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。

5 前項の承諾があった場合においては、地方自治法第244条の3第1項の規定の適用については、同項に規定する協議が成立したものとみなす。

市道田路第24号線 路線図



議案第50号

市道路線の変更及び認定について（五ヶ野南北線、五ヶ野6号線）

1 提案の趣旨

山南町五ヶ野地内において、ゴルフ場の建設計画に併せて旧山南町が整備した里道を市道に認定するに当たり、市道五ヶ野南北線の終点を変更するとともに、当該変更により認定外となる路線を引き続き五ヶ野6号線として認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、提案するものである。

2 変更路線

| 路線番号 | 区分 | 路線名 | 起終点 | 延長 |
|----------|-----|--------|---|--------|
| 50004522 | 変更前 | 五ヶ野南北線 | (起点) 丹波市山南町五ヶ野字東畑 81・82・84合併番 (終点) 丹波市山南町五ヶ野字西山 39番2 | 646.8m |
| | 変更後 | | (起点) 丹波市山南町五ヶ野字東畑 81番2 (終点) 丹波市山南町五ヶ野字北畑 31番1 | |

3 認定路線

| 路線番号 | 区分 | 路線名 | 起終点 | 延長 |
|----------|----|--------|--|--------|
| 50004527 | 認定 | 五ヶ野6号線 | (起点) 丹波市山南町五ヶ野字東畑 100番1 (終点) 丹波市山南町五ヶ野字風山 1039番 | 392.8m |

【道路法 抜粋】

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

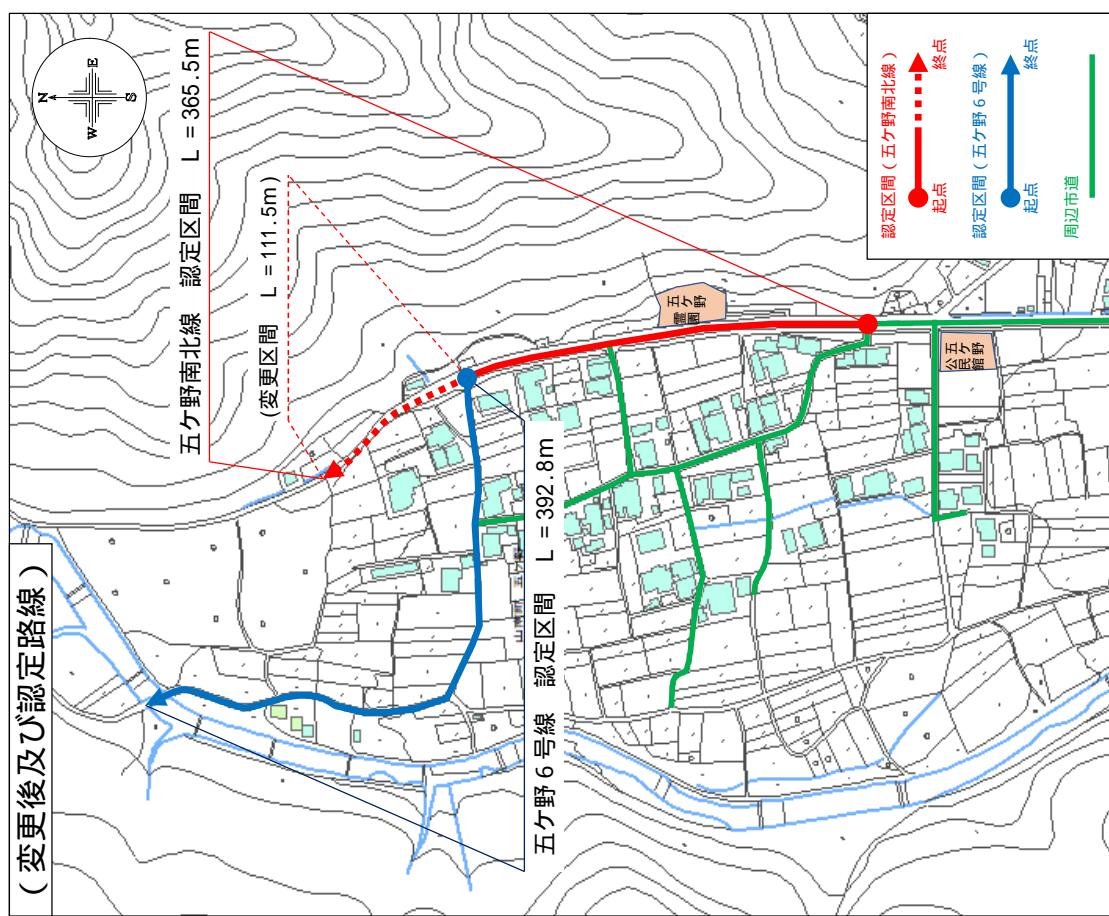
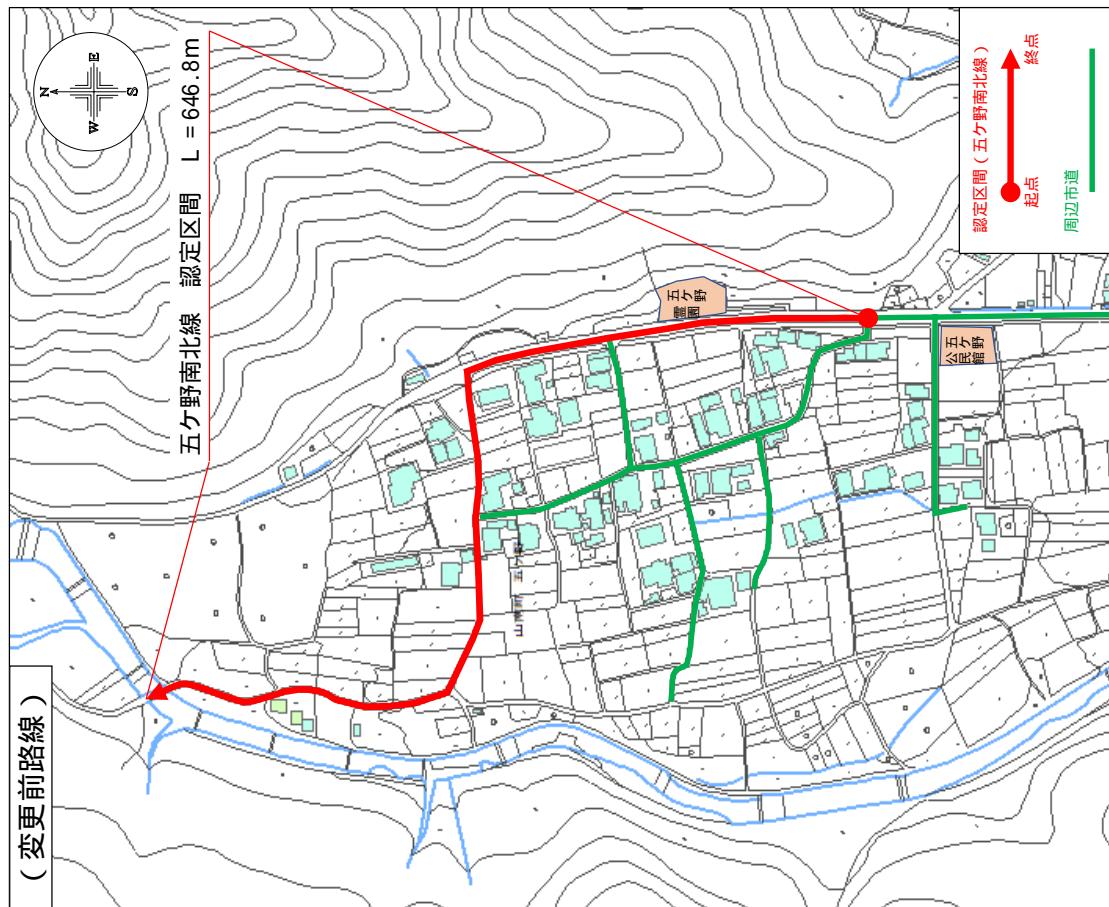
- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。
- 3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。
- 4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。
- 5 前項の承諾があった場合においては、地方自治法第244条の3第1項の規定の適用については、同項に規定する協議が成立したものとみなす。

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。
- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

市道五ヶ野南北線・市道五ヶ野6号線 路線図



議案第51号

丹波市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部が改正されたことに伴い、同省令に従い市が定める急速充電設備に係る対象火気設備規制における取扱いの見直しなど、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

（1）急速充電設備に関する事項

ア 急速充電設備の定義について

充電対象の拡大及び全出力の上限を撤廃し、また、コネクターを用いて充電するものであることを明記するとともに、分離型の急速充電設備にあっては、充電ポストも含むこととする。

イ 充電ポストの取扱いについて

^{きょう} 筐体を不燃性の金属材料で造らなければならないこととする規定及び屋外に設けるものにあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこととする規定を充電ポストには適用しないこととする。

ウ 緊急停止措置について

急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備に利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けなければならないこととする。

エ 蓄電池について

主として保安のために設ける蓄電池の措置に関する規定を見直す。

（2）喫煙等に関する規定の見直しについて

「喫煙所」と表示した標識について、健康増進法（平成14年法律第103号）に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は設置しなくてもよいこととしたほか、「禁煙」等と表示した標識と併せて設ける図記号の規格を見直す。

3 施行日

（1）公布の日

（2）令和5年10月1日（第11条の2関係）

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市火災予防条例（平成16年丹波市条例第224号）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|---|--|
| ○丹波市火災予防条例 | ○丹波市火災予防条例 |
| 平成16年11月1日 | 平成16年11月1日 |
| 条例第224号 | 条例第224号 |
| 最終改正 令和3年3月9日条例第15号 | 最終改正 令和3年3月9日条例第15号 |
| （急速充電設備） | （急速充電設備） |
| 第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう | 第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 |
| （1）急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、 <u>不燃材料</u> で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。 | （1）急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、 <u>次に掲げるものにあっては</u> 一、この限りでない。 ア <u>不燃材料</u> で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの イ 分離型のものにあっては、充電ポスト |
| （2）その筐体は不燃性の金属材料で造ること。 | （2）その筐体は不燃性の金属材料で造ること。 <u>ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。</u> |
| （3）堅固に床、壁、支柱等に固定すること。 | （3）堅固に床、壁、支柱等に固定すること。 |
| （4）雨水等の浸入防止の措置を講ずること。 | （4）雨水等の浸入防止の措置を講ずること。 |
| （5）充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。 | （5）充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。 |
| （6）急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。 | （6）コネクターと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。 |
| （7）急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。 | （7）コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。 |
| （8）漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停 | （8）漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停 |

- 止させる措置を講ずること。
- (9) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (10) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。
- こと。
- (12) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
- (13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。
- (14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあっては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基盤等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するため用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあっては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。
- ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- イ 異常な高温とならないこと。
- ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- (17) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備

- 止させる措置を講ずること。
- (9) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (10) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。
- (12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
- (13) コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。
- (14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあっては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基盤等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するため用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあっては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。
- ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- イ 異常な高温とならないこと。
- ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- (17) 急速充電設備のうち分離型のものには、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。
- (18) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備

に支障のないようにすること。

(18) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。

(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）に適合するものとしなければならない。

2 避雷設備の管理については、第11条第1項第9号の規定を準用する。

(喫煙等)

第23条 次の各号に掲げる場所で、消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んではならない。ただし、特に必要な場合において消防長が、火災予防上支障がないと認めたときはこの限りでない。

(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場（以下「劇場等」という。）の舞台又は客席

(2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（以下「百貨店等」という。）の売場又は展示部分

(3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲

(4) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所

2 前項の消防長が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。

3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。

4 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内におい

に支障のないようにすること。

(19) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。

(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。）に適合するものとしなければならない。

2 避雷設備の管理については、第11条第1項第9号の規定を準用する。

(喫煙等)

第23条 次の各号に掲げる場所で、消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んではならない。ただし、特に必要な場合において消防長が、火災予防上支障がないと認めたときはこの限りでない。

(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場（以下「劇場等」という。）の舞台又は客席

(2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（以下「百貨店等」という。）の売場又は展示部分

(3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲

(4) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所

2 前項の消防長が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。

3 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内におい

て全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置 (併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。)

5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。ただし、消防長が、当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

7 第1項の消防長の指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

別表第7（第23条関係）

火の使用制限等の図記号標識

| 表示の種類 | 図記号 | 色 |
|-------------|-----|--------------------|
| 禁煙である旨の表示 | | 記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白 |
| 火気厳禁である旨の表示 | | 記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白 |
| 喫煙所である旨の表示 | | 記号は黒、地は白 |

て全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置 (健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。)

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。ただし、消防長が、当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

7 第1項の消防長の指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

別表第7 削除